

議案第 63 号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給要件について

1 法的根拠

災害弔慰金の支給等に関する法律

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例

2 対象災害

次のいずれかに該当する自然災害

- ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において住居 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 等

3 給付の種類

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金

4 災害弔慰金

(1) 制度の内容

災害により死亡された方のご遺族に対して支給する

支給額は、生計維持者が死亡した場合は 500 万円、その他の者が死亡した場合は 250 万円

(2) 支給要件

災害の影響による負傷又は疾病、既往症の増悪などによる死亡で、災害と死亡との間に相当な因果関係が認められるもの

5 災害障害見舞金

(1) 制度の内容

災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、障害を受けた方に対して支給する

支給額は、生計維持者が重度の障害を受けた場合は 250 万円、その他の者が重度の障害を受けた場合は 125 万円

(2) 支給要件

災害により以下のような重い障害を受けた方

- ア 両眼が失明した人
- イ 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人
- ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- オ 両上肢をひじ関節以上で失った人
- カ 両上肢の用を全廃した人
- キ 両下肢をひざ関節以上で失った人
- ク 両下肢の用を全廃した人
- ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人

6 費用負担割合

国 1/2 県 1/4 市 1/4